

郡山市あさかの学園大学 教養課程の学生募集

☎ 郡山市あさかの学園大学事務局

☎ 024-924-2957

町では、こおりやま広域圏連携事業として、系統的・継続的な学習を通して、年齢にとらわれず、地域において活躍できる高齢者を養成するとともに、健康で生きがいのある生活ができるように、令和4年度教養課程の学生を下記により募集します。

●入学資格

以下の市町村に住所を有する60歳以上の方（令和4年4月1日現在）

郡山市、須賀川市、二本松市、田村市、本宮市、大玉村、鏡石町、天栄村、猪苗代町、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町

●学科

①健康・福祉 ②郷土・生活 ③芸術・文化

●定員

各学科60名（応募者が定員を超えた場合、抽選になります）

●修業年限

2年間（卒業後、2年制の専門課程に進むことができます）

●授業回数

週1回（年間36回）

●授業料

年額1万5千円

●学習場所

郡山駅前「ビッグアイ」7階会議室等（郡山市駅前二丁目11番1号）

●申し込み

1月4日(火)～1月29日(土)（日・月曜日、1月11日(火)を除く）10時～17時に入学願書及び返信用封筒1枚（宛名記入、84円切手貼付）をビッグアイ7階本大学事務局に提出

※入学願書、募集要項は、本大学事務局または郡山市役所健康長寿課、郡山市内各行政センター、郡山市内各公民館、郡山市総合福祉センター、連携広域圏各市町村にあります。

令和3年福島県沖地震に係る 一部損壊住宅修理事業の終了について

町で実施している標記事業については、申請期限が令和4年1月31日までとなっています。申請がお済みでない方はお早めにお申込みください。

詳細については、都市建設課（☎62-2116）までお問い合わせください。

「医療費のお知らせ」（医療費通知）の 送付について

☎ 福島県後期高齢者医療広域連合

☎ 024-528-9025

福島県後期高齢者医療広域連合では、被保険者の皆様に自己の健康管理と医療に対する関心を深めていただくために、毎年1回「医療費のお知らせ」を送付しています。

令和3年1月から12月までの「医療費のお知らせ」を、令和4年2月から順次発送しますので、到着しましたらご自分の受診状況等について確認をお願いします。なお、対象期間内に医療機関への受診がなかった場合は、通知は発行されません。

「医療費のお知らせ」については、県内全域に順次発送する都合上、個別の発送には応じられません。確定申告を急がれる場合は、領収書により申告手続きをお願いします。

また、「医療費のお知らせ」を確定申告の参考資料として使用する場合において、「自己負担相当額」と実際に負担した額が異なるときは、補填された金額（高額療養費等）を差し引くなど、ご自身で訂正し、申告してください。なお、医療費控除の詳細に関することは、最寄りの税務署等にお問い合わせください。

子育て応援パスポート（ファミたんカード） 更新について

☎ 福祉子ども課 ☎ 62-2210

福島県では、子育て中の方が協賛店で「子育て応援パスポート（ファミたんカード）」を提示すると、様々なサービスを受けることができる事業を実施しています。

現在配布しているカードの有効期限が令和4年3月末までであることから、1月中旬ごろから新しいファミたんカードを保育所、幼稚園、学校等を通してお子さんに配布する予定です。お子さんが保育所等に所属されていない場合や、令和4年3月末までに受け取れなかった場合、カードをなくしてしまった場合は、福祉子ども課でお申込みください。

●対象

0歳から18歳未満（18歳に達して最初の3月31日を迎えるまで）も子ども

●配布枚数

対象者1人につき1枚

※各種サービスの提供は協賛店のご厚意によるものです。

※ファミたんカードを使用する際は、ご利用の前に必ずお店の方にサービス内容を確認してください。
※平成28年4月より、子育て支援パスポートの全国共通展開が始まっており、新しいカードは全国で利用可能です。

子育て世帯への臨時特別給付金の 10万円一括支給について

☎ 福祉子ども課 ☎ 62-2210

対象者1人あたり10万円を一括支給する「子育て世帯への臨時特別給付金」を、町においてもプッシュ型（申請不要）等で12月28日から支給を開始する予定です。

●給付の対象者

①令和3年9月分の児童手当（本則給付）支給対象となる児童

②令和3年9月30日時点で高校生（平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれ）の児童（保護者の所得が児童手当（本則給付）の支給対象となる金額と同等未満の場合）

③令和4年3月31日までに生まれた児童手当（本則給付）の支給対象児童（新生児）

●申請が必要な方

「令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金（要申請者向け）」の給付についてのお知らせが届いた方等

①令和3年9月30日時点で高校生（平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれ）のお子さんがあり、他に中学生以下のお子さんがいない保護者の方（所得が児童手当（本則給付）の支給対象となる金額と同等未満の場合）

②所属庁から児童手当（本則給付）を受給している公務員の方

③令和4年3月までに生まれた児童手当（本則給付）支給対象児童（新生児）の保護者の方

●支給時期

①プッシュ型の方⇒令和3年12月28日

②プッシュ型以外の方⇒令和4年1月以降（予定）

くらしの情報

- i n f o r m a t i o n -

固定資産税の各種届出について

☎ 税務町民課 ☎ 62-2114

固定資産税は、毎年1月1日に土地・家屋・償却資産を所有している方に賦課される税金です。次のような方は令和4年2月28日までにお申し出ください。内容によって、別途書類の追加提出が必要となる場合がありますので、お問い合わせください。

【令和3年中に建物を解体した方】

●家屋滅失届

未登記の家屋（住宅、倉庫、作業場等）を12月31日までに取り壊した場合

【固定資産の所有者が亡くなられたご家族の方】

●相続人代表者届

亡くなられた方の所有していた固定資産の相続登記が12月31日までに完了していない場合

●家屋課税名義人変更届

未登記家屋について令和4年以降の課税名義人を変更する場合

【令和3年中に太陽光発電設備（パネル等）を設置した土地の所有者の方】

売電を目的として太陽光パネル等を設置した土地の所有者の方については、令和4年度の土地評価額に変更（自家用発電設備は除く）が生じますので、設備を設置したことが分かる書類をお持ちください。

「フレイル」を知って正しく予防しましょう！

2月1日は「フレイルの日」です。フレイルについて、友人や家族とチェックしてみましょう。



◆フレイルとは？

加齢とともに体や心のはたらき、社会的なつながりが弱くなった状態のこと。何も対策をしないと介護が必要となる可能性が高くなります。早いうちに気づき、適切な取組を行いましょう。

◆フレイルチェック

1つでも当てはまる人は予防を意識しましょう。3つ以上当てはまる人はすでにフレイル状態です。

●半年間で、意図せず体重が2kg以上増えた

●ペットボトルのふたが開けにくくなった

●わけもなく疲れたような感じがする

●横断歩道を青信号の間に渡りきることが難しくなった（歩くのが遅くなった）

●ウォーキングなど軽い運動や体操を週に1回もしていない

◆フレイル予防「3つのポイント」

①運動（身体活動）

運動は筋力向上のほか、食欲や心の健康にもよい影響を与えます。ウォーキングやストレッチなど取り組みやすく続けられるものを取り入れましょう。

②食事（栄養）

バランスのよい食事を3食しっかり食べましょう。食後の歯磨きなどお口の健康にも気を配りましょう。

③社会参加

趣味やボランティア活動、友人や家族とのおしゃべりなど外と関わる機会を持ちましょう。

●問い合わせ先 福祉子ども課 ☎ 62-2210